

○宜野湾市スポーツ少年団等県外等派遣に関する補助金交付要綱

令和4年3月15日

告示第39号

改正 令和5年4月20日告示第68号

改正 令和5年9月12日告示第102号

(目的)

第1条 この告示は、宜野湾市に在住する小学生又は中学生で宜野湾市スポーツ少年団に加盟登録している団体又は個人(以下「少年団等」という。)及びスポーツクラブ等が、沖縄県を代表して、県外又は県内離島の大会(以下「県外大会等」という。)に派遣される経費に対する補助を行うことで、派遣に係る負担軽減を図ることを目的とする。

(交付の対象等)

第2条 市長は、少年団等及びスポーツクラブ等に対し、次の各号のいずれかに該当する県外大会等に派遣される場合、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 県又は市スポーツ協会及び県又は市スポーツ少年団に加盟する競技団体(以下「県スポーツ協会等」という。)が主催又は共催する県大会又は県大会に準ずる地区大会において優秀な成績を収め、主催団体から出場権を得た者

(2) 県を代表する優秀な選手として県スポーツ協会等から推薦又は選抜された者

(3) その他市長が特に必要と認めた者

2 前項に規定する補助金の交付対象者は、大会要項等に定められた登録選手並びに監督及びコーチ(以下「指導者」という。)とする。なお、指導者については、市スポーツ少年団からの申請かつ宜野湾市在住者に限る。

3 指導者の数は、1団体につき選手が10人以内の場合は1人、11人以上の場合は2人とする。

4 交付対象期間は、対象となる試合又は大会の行われる前日から、試合又は大

会終了の翌日までの範囲内とする。ただし、天災地変その他やむを得ない事情による場合においては、その限りでない。

(対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の額は、次に定めるところにより算出する。ただし、主催団体等からの補助金等が交付される場合には、当該金額を控除するものとする。

(1) 航空運賃等は、1人あたり実費の85%を上限とする。

(2) 宿泊費は、1人1泊につき、6,800円を上限とする。

(3) 前項の規定により算出した補助金の合計額は、1団体当たり300万円を上限とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象となる試合又は大会の行われる前日から起算して14日前までに次に掲げる書類を添えて、宜野湾市県外等派遣費補助金交付申請書(様式第1号)及び宜野湾市県外等派遣費計算書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(1) 大会要項等

(2) 登録選手等名簿

(3) 派遣日程表

(4) 主催団体から出場権の付与を証する書類

(5) 旅費の見積書

(6) その他市長が必要とする書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請に基づき補助金の交付を決定したときは補助指令書(様式第3号)により、県外等派遣補助に該当しない場合は宜野湾市県外等派遣費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(変更の手続)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた申請者は、交付決定後の事情の変更により申請内容を変更しようとする場合には、宜野湾市県外等派遣費補助金変更交付申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更等を承認するときは宜野湾市県外等派遣費補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により申請者へ通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 前条又は第5条の規定により交付決定の通知を受けた者は、県外大会等終了後、速やかに次に掲げる書類を添えて、宜野湾市県外等派遣費実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績の概要(大会成績報告書等)

(2) 旅費に係る領収書の写し

(3) その他市長が必要とする書類

(補助金の確定等)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宜野湾市県外等派遣費補助金交付決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金交付決定の通知を受けた者は、宜野湾市県外等派遣費補助金交付請求書(様式第9号)により、市長に対し請求するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、交付決定又は補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、宜野湾市県外等派遣費補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により当該交付決定を取り消すものとする。

(1) 天災地変により、県外大会等が中止となったとき。

(2) 目的以外の用途に使用した場合又は不正行為があったとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、すでに当該補助金が交付されているときは、宜野湾市県外等派遣費補助金返還命令通知書(様式第11号)により、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5月4月20日告示第68号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市スポーツ少年団等県外等派遣に関する補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年9月12日告示第102号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市スポーツ少年団等県外等派遣に関する補助金交付要綱の規定は、令和5年7月1日から適用する。